

2021. 1. 15

野村港南台自治会

野村港南台自治会と共に企画・活動する

ボランティアグループへの支援について

全ての会員、賛助会員相互の親睦を図り、良好な住環境を維持し、地域社会の発展に寄与することを目的として活動する、野村港南台自治会の各専門部等と共に、企画・活動するボランティアグループに補助金を交付します。

【1】対象となるボランティアグループ

◆ 野村港南台自治会内のボランティアグループ

但し、日野南連合自治会、日野南地区社会福祉協議会、日野南民生委員児童委員協議会、喜楽会、NPO 法人などに所属するボランティアグループは対象外とする。

【2】対象となる取組み

- ◆ 自治会の各専門部等と共に企画する活動（環境美化、防災、防犯、レクレーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）を支援する活動
- ◆ 自治会の各専門部等の活動を支援するボランティア活動

【3】交付金額

活動に伴う経費（実費）をボランティアグループに交付します。

- ◆ 補助対象経費は、研修費、事務費、交通費、委託費 等であり、飲食は対象外です。

【4】活動支援の流れ

4月～9月；申請書類の提出（専門部経由執行部あて）

5月～12月；交付決定（専門部→申請者）、補助金交付（会計→申請者）

6月～翌年2月；支援活動の実施

～翌年2月；実績報告書（領収書を添付）の提出（専門部経由執行部あて）

【5】その他

- ・自治会の専門部・執行部と関係せずに企画したボランティア活動及び趣味の活動は、対象外です。
- ・補助金の費用は、ボランティアグループ支援費として年間予算策定時に計上する。

以上